

業務及び財産の状況に関する説明書類

第34期 令和 4年 7月 1日から
令和 5年 6月 30日まで

令和5年8月30日作成

監査法人名 仰星監査法人
所在地 東京都千代田四番町6番地 東急番町ビル
代表者 高田 篤

一．業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1)目的

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2)沿革

- 平成2年9月 北斗監査法人を大阪市北区西天満に設立。(出資金1,000万円)
- 同 11年10月 東京赤坂監査法人(平成5年7月設立)と合併し、名称を東京北斗監査法人とする。(出資金7,000万円)
- 同 12年8月 主たる事務所を東京都千代田区麴町に移転。
- 同 13年8月 NEXIA International に加盟。
- 同 14年6月 チャールズウェインコンサルティング(株)を設立。(資本金2,000万円)
- 同 18年9月 従たる事務所を愛知県名古屋市中区に新設。
- 同 18年10月 監査法人芹沢会計事務所(昭和59年11月設立)と合併し、名称を仰星監査法人とする。(出資金9,900万円)
- 同 18年12月 主たる事務所を東京都千代田区九段南に移転。
- 同 21年1月 チャールズウェインコンサルティング(株)を仰星マネジメントコンサルティング(株)に名称変更。
- 同 23年7月 明澄監査法人(昭和62年6月設立)と合併、石川県金沢市に従たる事務所を新設。(出資金1億3,000万円)
- 同 26年7月 明和監査法人(昭和50年7月設立)と合併。(出資金1億5,600万円)
- 同 31年4月 主たる事務所を東京都千代田区四番町に移転。
仰星マネジメントコンサルティング(株)を仰星コンサルティング(株)に名称変更。
- 令和3年11月 合同会社監査D&Iコンソーシアムを設立。(資本金2,000万円)

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当事業年度の監査証明業務は、新規の契約が 26 社、契約解除が 22 社あり、その結果、当事業年度末の監査契約先は 281 社（うち大会社等 116 社）となりました。また、非監査証明業務は、内部統制の保証報告業務及び会計指導などを中心に 99 社に対して実施し、284 百万円の業務収入がありました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

<令和 5 年 6 月 30 日現在の契約先>

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内 大会社等の数
① 金商法・会社法監査	1 1 4 社	1 1 3 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	7 2	2
④ 学校法人監査	8	—
⑤ 労働組合監査	3	—
⑥ その他の法定監査	3 1	1
⑦ その他の任意監査	5 3	—
計	2 8 1 社	1 1 6 社

(4) 非監査証明業務の状況

<令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの業務実施先>

	大会社等	その他の会社等	その他
対象会社数等	2 3 社	6 9 社	7 件

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

(経営の基本方針)

当法人は、高品質なサービス提供を通じて、日本経済や地域社会の発展に貢献することを<Vision>とし、「公正と誠実を貫く」、「最大ではなく、最強を目指す」、「高度な人格と専門的能力・実務経験を備えた Professional を育成する」、「常に高品質なサービスを提供する」を<Mission>としています。当法人は、適切な業務管理体制を構築し、業務の執行の適正を確保して、上記<Vision>及び<Mission>を実行するために、<Our Action>として当法人の構成員は、次のように行動することを謳っています。

- ・「独立不羈」の精神を堅持し、コンプライアンスを実行する
- ・絶えず組織内外からの「信頼」を得る
- ・Positive な考え方に裏付けられた「情熱」を保持する
- ・社会やクライアントへの「貢献意欲」を保持する
- ・幅広い知識と能力の研鑽に励み、「高度な品質」を維持する
- ・開放的で自由闊達な「コミュニケーション風土」を維持する
- ・「後進の育成」に注力し、仰星 DNA の維持向上を図る

(経営管理に関する事項)

当法人のガバナンス体制は、①全社員で意思決定をする「社員会」、②本部組織として経営の基本方針及び諸施策を適切かつ迅速に確立し、それに基づく経営活動を推進するとともに、経営の重要事項に関し協議を行う「理事会」及びその実務を行う本部各室、③各地域事務所における業務運営を担当する「地域社員会」の3層の組織により構成されます。これに加えて、これらの機関の活動を監視し、必要に応じて助言及び意見具申する機関として「公益監視委員会」を設けています。

本部各室は、本部の業務運営を実効性あるものとするために設置している組織です。その役割と機能を明確に規定するとともに、適切な人員配置を行い、明確になった役割と機能を十分に果たせるような組織体制を構築しています。本部各室には、品質管理室、業務管理室、審査室、経営企画室、国際企画室、業務・広報推進室、人材開発室、総務企画室、情報管理室といった9つの組織があります。

品質管理室は、高い品質レベルで監査業務等が実施されていることをモニタリングするとともに、そのための改善及び指導を行います。業務管理室は、高い品質レベルで監査業務等を実行するための体制の整備と運用、すなわち、業務が円滑かつ適切に実施できる環境を整え、それを実行するための支援を行います。

審査室は、全ての監査業務及び保証業務について、監査チームが行った監査上の重要な判断等及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針又は手続を定め、当該方針又は手続に従って、監査業務等の審査が適切に行われていることを確

かめ、審査担当者による審査及び上級審査の管理と審査関連規程の改訂議案の理事会への提出を行い、法人全体の審査を適切に管理します。

また、法人の一体的な業務運営に留意し、法人全体に品質管理の向上を徹底させるため、監査の品質に直接的に関わる品質管理室、業務管理室、審査室の3室を統括する品質マネジメント本部を設置しています。国際企画室は、グループ監査における海外の監査体制の構築支援をしています。

(法令順守に関する事項)

インサイダー取引を防止するため「インサイダー取引防止規程」を制定し、全構成員に遵守を義務付け、研修を実施し、毎年4月に調査を実施し（令和5年6月期は基準日変更により1月1日を基準日として調査を実施）、規程遵守に関する誓約書を入手しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①独立性の保持のための方針の策定(職業倫理及び独立性)

(方針及び手続)

当法人は、当法人及び専門要員が独立性の保持を含む職業倫理に関する規定を遵守することを確保するための方針及び手続を「職業倫理に関する規程」に定めています。当法人が定める職業倫理及び独立性の保持に関する方針及び手続に疑義が生じた場合には、品質管理室との協議を義務付けています。

(独立性の確認)

独立性については、全構成員を対象に、倫理委員会研究報告第1号の「監査人の独立性チェックリスト」をカスタマイズした所定のフォームに基づき、毎年4月1日を基準日（令和5年6月期は基準日変更により1月1日を基準日）として独立性に関する調査を実施し、その遵守の状況を確認しています。なお、その他に必要と認められた場合（監査契約の新規受嘱時や中途入所者に対して）には、随時、独立性の調査を実施しています。

(担当者のローテーション)

筆頭業務執行社員及び審査担当者並びにその他の業務執行社員の交替に関しては、「担当者のローテーション規程」に基づき、依頼人が大会社等のうち、上場会社の場合には、筆頭業務執行社員及び審査担当者は5累積関与会計期間、その他業務執行社員は、7累積関与会計期間を超えて関与できないとし、累積関与会計期間後は、筆頭業務執行社員及び審査担当者は5期連続期間、その他業務執行社員は、2期連続期間をインターバル期間として関与できないと定めこれに従った交替を実施しています。

依頼人が上場会社以外の大会社等の場合には、筆頭業務執行社員、審査担当者及びその他業務執行社員は、7累積関与会計期間を超えて関与できないとし、累積関与会計期間後は、筆頭業務執行社員は5期連続期間、審査担当者は3期連続期間、その他業務執行社員は、2期連続期間をインターバル期間として関与できないと定めこれ

に従った交替を実施しています。

依頼人が大会社等以外の場合には、筆頭業務執行責任者及びその他の業務執行社員については連続会計期間を最長 15 年としております。監査業務に係る審査を行う者は連続会計期間を最長 7 年としております。役割に応じた必要なインターバル期間については、筆頭業務執行責任者は 5 会計期間、監査業務に係る審査を行う者は 3 会計期間、その他の監査業務の主要な担当社員等は、2 会計期間としています。

(同時提供業務)

被監査会社から非監査証明業務を受嘱する場合には、当監査法人所定の様式に従い、その提供する非監査証明業務が監査証明業務との同時提供の禁止に抵触しないこと及び独立性に対する阻害要因の程度を確認した上で、当該調書を品質管理室に提出して受嘱に関する事前承認を受けることを義務付けています。

(報酬依存度)

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度に関しては、報酬金額が最も大きい依頼人であっても 5 % 未満であるため、独立性を阻害する要因はないと判断しています。

②監査契約の新規の締結及び更新

(新規の締結)

当法人は、監査契約の新規の締結検討時の提案書等の提出前に、反社チェック、職業倫理及び独立性の検討、会社のリスク評価等の事前確認手続により業務管理室の承認が行われます。

その後の受嘱段階において、経営者の誠実性や事業内容等の監査契約の締結に伴うリスク(不正リスクを含む)の程度を評価しています。リスクの程度の評価結果が低い場合には、品質管理室長の承認のみですが、その評価結果が一定の条件に該当する場合には、地域社員会の承認を義務付け、承認がなければ契約の新規締結は認めないこととしています。なお、このリスクの程度の評価が“高”と判断された場合には監査契約は締結できないこととしております。

(更新)

当法人は、監査契約の更新に際して、経営者の誠実性や事業内容等の監査契約の締結に伴うリスク(不正リスクを含む)の程度を評価しています。リスクの程度の評価結果が低い場合には、審査担当者の承認のみですが、その評価結果が一定の条件に該当する場合には、地域社員会の承認を義務付け、承認がなければ契約の新規締結は認めないこととしています。

③専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

(方針及び手続)

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、専門要員の採用、教育・訓練及び評価等の人事に関する方針及び手続を「監査補助者の採用・評価に関する規程」及び「教育研修規程」に定めています。監査業務の質が優先するということが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進（インセンティブ・システムを含む。）等に反映させることにしています。

(教育・訓練)

専門要員を対象に、専門的知識・能力の習得、職業的専門家としての資質の養成、及びマニュアル等の有効な運用等に関し、職階別研修及び専門研修を計画的に実施しています。また、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しています。人材開発室は、各事務所において全構成員の研修の履修結果を管理し、公認会計士については日本公認会計士協会の継続的専門研修制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確かめて、その結果を品質管理室に報告しています。

(選任)

個別監査業務の構成メンバーについては、各地域事務所において、リスクに応じ、会社の属する業界や事業内容に精通した者を中心に、個人の監査経験・能力及び業務量を勘案して、専門要員の選任、配分を決定しています。この場合、不正に関する教育・訓練を通じて得られた専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

④業務の実施

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するため、不正リスクへの対応を含む当法人の監査業務の実施に関する方針及び手続、すなわち監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書の記録及び最終的な整理に関する事項を、監査業務の品質管理マニュアル及び監査マニュアルに定め、これに準拠して監査業務を遂行しています。なお、業務執行社員は、不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負っています。

また、下記の事項についても、その方針と手続を監査業務の品質管理マニュアル及び監査マニュアルに定めています。

(a) 被監査会社とのコミュニケーション

被監査会社のビジネスをより深く理解するためには、経営者や監査役等とのコミュニケーションが重要であると認識し、監査計画や監査結果の説明時に経営者や監査役等と十分に意見交換し、また、論点になった事項に関して被監査会社と議

論を尽くすことで、深度ある監査を実践しています。

(b) 専門的な見解の問合せ

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、適切に専門的な問合せを実施することとしています。また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、監査チームは、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討するよう求めています。これらの場合、業務執行社員は、監査チームが必要に応じ専門的な見解の問合せを適切に実施する責任を負っています。

(c) 監査上の判断の相違

当法人は、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査担当社員との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を監査マニュアルにおいて定めています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしています。

⑤ 審査

当法人は、すべての監査証明業務（監査証明業務以外の保証業務を含む）について、審査担当社員を選任し、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とした審査を実施しています。監査意見表明に関する審査は、まず、審査担当社員によって行われ、業務執行社員と審査担当社員との間で監査意見の合意が形成されない場合や、他所定の条件に該当する場合には、審査会による審査を受審します。審査会において、審査会委員全員の意見が一致した場合、業務執行社員はこの決定に従わなければなりません。審査会委員の意見が全員一致しなかった場合や、他所定の条件に該当する場合には、特別審査会による審議・裁決を受けなければなりません。特別審査会の決定は、当法人における最終の意思決定であり、業務執行社員はこの決定に従わなければなりません。

なお、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合には、不正による重要な虚偽表示リスクへの対応に関する重要な判断（不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を含む）と結論について、適時に審査を受けることを義務付けています。また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか並びに入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、通常の審査担当社員による審査に加えて、審査会による審査を義務付けています。

当法人は、監査意見の審査が完了するまで監査報告書を発行することを禁止し、監査報告書日付は審査の完了日以降とすることとしています。

審査資料は、審査終了後、ワークフロー上で審査室委員の確認を経たのち、品質

管理室で保存されます。品質管理室はそれに基づき審査の実施状況について常時監視を行っています。

⑥品質管理システムの監視

当法人は、「品質管理のシステムの監視規程」に基づき、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的検証を実施しています。

日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結から意見表明までの品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検討対象としています。

定期的検証は監査マニュアルに基づき、原則として日本公認会計士協会の倫理規則で定める「大会社等」を対象に3年を超えないサイクルで1人の監査責任者に対して少なくとも1つの監査業務が検証対象となるように監査業務を選定し実施しています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的検証により、当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしています。

品質管理のシステムの監視の結果は、品質管理室にて取りまとめた後、理事会及び地域社員会で報告しています。品質管理システムの監視過程において発見された事項については、原因分析を実施するとともに、品質管理システムの整備・運用に関する不備事項については、品質管理責任者は改善措置を指示又は実施することとしています。さらに、品質管理システムの監視過程において発見された事項については、研修等により全構成員に周知徹底をしています。

⑦品質管理の責任の所在の明確化に関する措置

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、理事長は、当法人の品質管理に関する最終的な責任を負います。理事長は、機会あるごとに専門要員に対して、当法人は監査の質を重視する方針であることを伝えております。

社員会（地域社員会を含む）は、すべての監査業務において監査業務の質が優先されるという考え方を当法人の運営方針においても適用することが重要であるということ認識し、当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の質に優先することがないようにし、品質管理のシステムの整備、文書化、及び支援を行うために必要と考えられる資源を投入しています。

当法人は、監査業務の品質管理を総括するため、品質管理室を本部に置いています。

理事会は、社員の中から品質管理担当責任者を選任し、不正リスク対応を含む品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別し、適切な方針及び手続を定めています。

業務執行社員は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による日本公認会計士協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

・品質管理レビューを受けた年月

通常レビュー：令和 3 年（2021 年）12 月

(5) 業務の品質管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の理事長は、当監査法人の第34期（自令和 4 年 7 月 1 日至令和 5 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を、確認しました。

5. 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当ありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し外国において他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

ネクシア・インターナショナル（NEXIA International）

(2) 提携を開始した年月

平成 13（2001）年 8 月 1 日

(3) 業務上の提携の内容

提携の内容は、主にメンバーファーム間での業務機会の紹介と年間数回の会議参加による情報交換であります。

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

ネクシア・インターナショナルとの関係は、メンバーシップ契約を基礎としてい

ます。メンバーファームは、メンバーシップ契約の許容範囲内で NEXIA のマークを使用することができます。各国のメンバーファーム間では、業務機会の紹介と技術的支持が行なわれ、スタッフ交換制度の機会も共有しています。

また、各メンバーファームには、メンバーシップ契約・規約等の規則への準拠、会費負担その他の義務があります。

二．社員の概要

1. 社員の数

公 認 会 計 士	特 定 社 員	合 計
55 人	—	55 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合 議 体 の 目 的	合 議 体 の 構 成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	経営の基本方針及び諸政策を適切かつ迅速に確立し、それに基づく経営活動を推進する。	10 人	—	10 人

三．事務所の概要

名 称	所 在 地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士 である使用 人の数
		公 認 会 計 士	特 定 社 員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区 四番町6番地	24 人	—	24 人	48 人
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区 安土町2-3-13	17 人	—	17 人	33 人
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市 中村区名駅4-4-10	10 人	—	10 人	18 人
(従) 北陸事務所	石川県金沢市 南町5番20号	4 人	—	4 人	4 人

四．監査法人の組織の概要

別紙『仰星監査法人 組織図』をご参照ください。

五．売上高の総額

(単位：千円)

	第 33 期 令和 3 年 7 月 1 日 ～ 令和 4 年 6 月 30 日	第 34 期 令和 4 年 7 月 1 日 ～ 令和 5 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	3,898,671	4,251,654
非監査証明業務	245,793	283,954
合 計	4,144,464	4,535,608

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社熊谷組	西松建設株式会社
中越パルプ工業株式会社	北海道瓦斯株式会社
株式会社牧野フライス製作所	コムシスホールディングス株式会社
トーヨーカネツ株式会社	ユアサ・フナシヨク株式会社
株式会社アズジェント	UTグループ株式会社
サンユウ建設株式会社	株式会社オートウェーブ
共同印刷株式会社	クリナップ株式会社
NSW株式会社	不二ラテックス株式会社
大村紙業株式会社	株式会社プラネット
株式会社船場	株式会社ソノコム
トーハツ株式会社	株式会社ナック
東建コーポレーション株式会社	株式会社ホットランド
竹本容器株式会社	わかもと製薬株式会社
株式会社ミルボン	東亜道路工業株式会社
株式会社STIフードホールディングス	株式会社タスキ
かっこ株式会社	ベイシス株式会社
株式会社いなげや	株式会社GRCS

株式会社網屋	株式会社ライトワークス
株式会社コーチ・エイ	株式会社アイズ
株式会社ティムス	株式会社東京エネシス
エコナビスタ株式会社	美樹工業株式会社
株式会社ワッツ	不二精機株式会社
株式会社成学社	大建工業株式会社
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	株式会社長府製作所
株式会社イムラ	OUGホールディングス株式会社
株式会社タカショー	京阪神ビルディング株式会社
カワセコンピュータサプライ株式会社	株式会社三ツ星
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	三共生興株式会社
株式会社テクノスマート	三相電機株式会社
株式会社エフアンドエム	TONE株式会社
株式会社ジェイテックコーポレーション	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
川上塗料株式会社	株式会社ライフフーズ
南海プライウッド株式会社	株式会社アースインフィニティ
テスホールディングス株式会社	株式会社グリーンクロス
Genky DrugStores 株式会社	日本伸銅株式会社
日本パレットプール株式会社	株式会社サイネックス
ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社	グローバルスタイル株式会社
株式会社フロンティア	サンヨーホームズ株式会社
大栄環境株式会社	南海化学株式会社
ノバシステム株式会社	株式会社プロディライト
株式会社スマサポ	神栄株式会社
浅香工業株式会社	日本精線株式会社
木村化工機株式会社	エンシュウ株式会社
菊水化学工業株式会社	太陽化学株式会社
アイサンテクノロジー株式会社	株式会社グリーンズ
株式会社ヒマラヤ	株式会社ヴィッツ
株式会社東名	ゼネラルパッカー株式会社
株式会社安永	未来工業株式会社
中央可鍛工業株式会社	表示灯株式会社
株式会社SYSホールディングス	ハビックス株式会社
株式会社中央製作所	ポパール興業株式会社
株式会社アイビス	シンボ株式会社

株式会社ファブリカコミュニケーションズ

津田駒工業株式会社

株式会社ウイルコホールディングス

株式会社クスリのアオキホールディングス

株式会社シキノハイテック

株式会社クスリのアオキ

澁谷工業株式会社

株式会社日本抵抗器製作所

オリエンタルチエン工業株式会社

株式会社 CK サンエツ

日本コムシス株式会社

地方独立行政法人大阪市博物館機構

以 上

仰星監査法人 組織図

